

(公印省略)
介高第924-56号
令和4年12月1日

各高齢者施設及び事業所
管理者・施設長 様

群馬県健康福祉部
介護高齢課長 佐藤 貴彦

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた高齢者施設等における
対応について（依頼）

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症の感染者数について全国的に増加が継続しており、
本県の高齢者施設でもクラスターが相次いで発生しています。

そのため、現在、本県でも感染症対応病床が逼迫しており、施設内で感染者が発生した
場合、病状が重く入院が必要な方や重症化リスクの高い方を除き、**施設内療養を行う
こと**としております。

つきましては、下記の施設内の基本的な感染対策及び感染拡大時に備えた準備等につ
いて、今一度、御確認いただきますようお願いいたします。

また、高齢者施設・事業所等（市町村所管を除く。）において、利用者又は職員の感
染が**1人でも**確認された場合は、従来どおり**当課及び施設等の所在地を管轄する保健所へ
御連絡**いただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な感染対策の徹底

基本的な感染対策が重要です。職員一人一人が、いつでも確実に正しい対策がとれる
よう次の事項について再確認をお願いします。

- ・マスクを正しく着用すること（鼻から顎まで覆い、隙間なく着用）
 - ・マスク、グローブ、ガウン等の个人防护具の着脱は、正しく行うこと（脱ぐときに汚
れた面を触らないよう要注意）
 - ・こまめな手指消毒「1 処置 1 消毒」（消毒はアルコールで十分な量を使用すること）
 - ・換気の徹底（施設内はもちろん、送迎等の車中ではエアコンの外気導入を用いる）
 - ・マスクをしていない利用者に対応するときは、フェイスシールド等を着用する
 - ・職員（強制ではなく任意）を対象とした頻回検査（週2回程度の抗原定性検査）の実施
- ※県動画サイト「tsulunos」で公開している**クラスター予防対策の動画**もご覧ください。

URL <https://tsulunos.jp/single.cgi?id=1522>

2 衛生用品の準備

施設内で感染を広げないため、ゾーニングや対応期間を考慮した必要数量を想定し、
ガウンやフェイスシールド等の衛生用品を備蓄してください。

なお、緊急に必要となった場合には、県の備蓄から提供しますので、御相談ください。

3 医療機関との連携体制の構築

陽性患者に対し、施設内においても速やかに適切な治療（経口抗ウイルス薬の投与、酸素投与、輸液等）が行われ、必要な患者が円滑に入院できるよう、嘱託医、協力医療機関の医師による治療や健康観察が行える体制の構築、再確認をお願いします。
※年末年始を含む、休日や夜間における連絡方法についても構築、再確認をお願いします。

4 職員の勤務体制の確保

職員に対して徹底した感染防止の取組を指導いただき、職員に症状がある場合は、出勤を控えさせるとともに、PCR・抗原検査等を受けるよう勧奨をお願いいたします。
また、職員に感染が拡大し、出勤できない職員が増えた場合に備えた体制（職員のシフト確認、応援職員や代替職員の要請等）の確保をお願いします。

5 ワクチン接種の促進

感染拡大防止対策として、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が一日も早く完了するよう、所在地市町村や嘱託医・協力医療機関等と十分な連携をお願いいたします。
また、職場内掲示等において、以下の広報資材などを活用いただき、職員等にワクチン接種に関する情報が確実に届くよう、積極的な周知をお願いいたします。
なお、ワクチン接種は強制ではなく、あくまでご本人が納得した上で接種をご判断いただくものですので、情報提供にとどめ、個々の職員等に要請することまでは必要ございませんのでご留意ください。

- ・ 年内接種の広報ポスター①
<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000118502.pdf>
- ・ 年内接種の広報ポスター②
<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000118484.pdf>
- ・ リーフレット①
<https://www.mhlw.go.jp/content/000999261.pdf>
- ・ リーフレット②
<https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf>
- ・ 動画：ねお×木下先生「新しいコロナワクチンのこと聞いてみた」
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25464.html>
- ・ テレビCM 「オミクロン株対応2価ワクチンの年内接種のお願い」
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25483.html>

6 ワクチン接種のための休暇や労働時間の取扱いについて

添付資料「ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い」を参考に、職員等が接種を受けやすい環境作りをお願いいたします。

事務担当

福祉施設係（電話：027-226-2569）

保健・居住施設係（電話：027-226-2566）

居宅サービス係（電話：027-226-2575）

ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い

- ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱いについて、以下の厚生労働省HPで案内しています。

※新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）（抜粋）

<ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い>

問20 自社に勤める労働者が新型コロナワクチンの接種を安心して受けられるよう、新型コロナワクチン接種や接種後に発熱などの症状が出た場合のために、特別の休暇制度を設けたり、既存の病気休暇や失効年休積立制度を活用できるようにするほか、勤務時間中の中抜けを認め、その時間分就業時刻を後ろ倒しにすることや、ワクチン接種に要した時間も出勤したものとして取り扱うといった対応を考えています。こういった点に留意が必要でしょうか。

職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。

また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度（失効した年次有給休暇を積み立てて、病気で療養する場合等に使えるようにする制度）等をこれらの場面にも活用できるよう見直すこと、②特段のペナルティなく労働者の中抜け（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認め、その分就業時刻の繰り下げを行うこと）や出勤みなし（ワクチン接種の時間につき、労務から離れたことを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものと取り扱うこと）を認めることなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生するものと考えられます。

こうした対応に当たっては、新型コロナワクチンの接種を希望する労働者にとって活用しやすいものになるよう、労働者の希望や意向も踏まえて御検討いただくことが重要です。

- 上記問20のほか、ワクチン接種の対象年齢の子どもを持つ労働者の休暇や労働時間の取扱い（問21）、新型コロナウイルス罹患時を例とした年次有給休暇取得の扱い（問9）、アルバイト・パートタイム労働者等への年次有給休暇等の扱い（問10）などのQ&Aが用意されている。